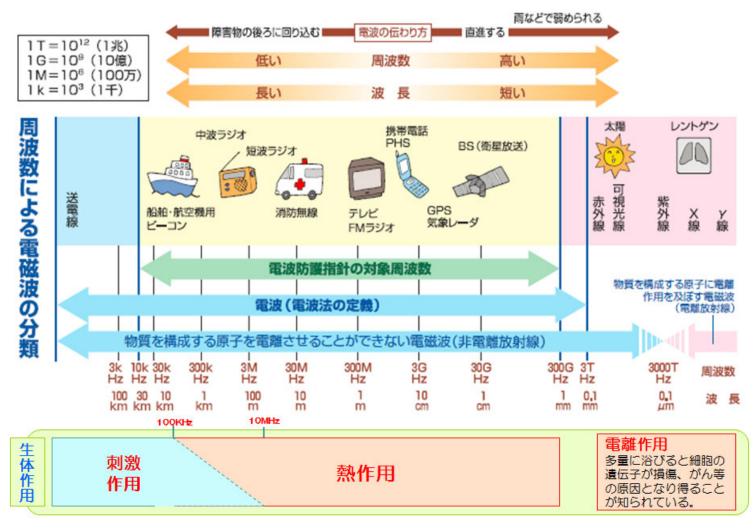


違法無線防止について

2 0 2 0 年 9 月 総務省 東海総合通信局電波監理部 監視課

周波数でみる電波の種類



総務省では、電波の特性に合わせて用途を定め、周波数割当(注)を実施している。 (注)無線通信規則(RR:Radio Regulations)や世界無線通信会議(WRC:World Radiocommunication Conference)の結果を受けて実施

電波法の意義

- ・電波(周波数)は限りある資源
 - →公共の福祉のために、公平かつ能率的な利用の確保が必要

電波法

- ・無線局の免許付与
 - →周波数、出力(空中線電力)、識別信号等を指定
- ・無線設備の技術基準等を規定
- ・無線局の運用方法を規定

電波利用環境の維持

公共の福祉の増進

電波を発射するには2種類の免許が必要

- ・無線従事者の免許(電波法2条、41条等) 該当する無線設備を操作することができる資格者証
- 無線局の免許(電波法第4条等)周波数、空中線電力、識別信号等を指定した免許状
- ・ アマチュア無線機→ 無線従事者免許と無線局免許が必要
- · パーソナル無線機※ → 無線局免許のみ必要
- · 簡易無線(350MHz帯) → 無線局の登録のみ必要

※ 平成27年11月30日をもって新規免許申請等の受付は終了しました。 現在、有効な免許状を所持されている場合は、記載の期限までです。 同無線制度は、令和3年(平成33年)11月末に廃止となります。

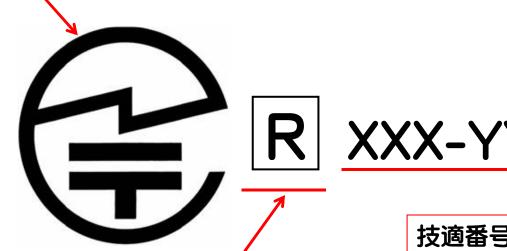
2種類の免許が不要な無線機もあります

・「技術基準適合証明」を受けた以下の無線機器であれば「免許不要」 特定小電力、合法CB、無線LAN、Bluetooth等



「技術基準適合証明」を表すマーク

大きさは直径3mm以上



Rマーク(Rは□で囲う)

※端末設備の技術基準適合認定、 設計認証の場合はTマーク



技適番号

- ・技術基準適合証明の場合 (例) 123XXX0000001
- ・工事設計認証の場合 (例) 001-XXXXXX
- ・技術基準適合自己確認の場合 (例) 123456AB03

旧タイプ (S62.10~H7.3) の 技術基準適合証明マークも有効



国内で使用すると電波法違反となる無線機①



- ・日本国内で使用すると、航空関係、放送関係等の重要無線に妨害の可能性
- ・国内でこの無線機は、免許困難(免許されない)
- ・販売サイトでは、「周波数範囲: 136-174MHz, 406-470MHz 送信力: 5W/0.5W」等の記述、違法性について注意喚起なし
- ·通信距離が2km以上
- ・価格は数千円程度、技術基準適合証明のマークがない





国内で使用すると電波法違反となる無線機②

FRS (Family Radio Service) GMRS (General Mobil Radio Service)



FRSの例 GMRSの例

- ・米国の規格の無線機、米国内等での使用が目的
- ・日本国内で使用すると、他の無線設備に妨害の可能性
- ・国内でこの無線機は、免許困難(免許されない)
- ・販売サイトでは、商品名に「トランシーバ 子供」等の記述、違法性について 注意喚起なし
- ·通信距離が数百m~数km程度
- ・価格は数千円程度、技術基準適合証明のマークがない



特定小電力の無線局

(無線局の免許及び無線従事者資格不要)



- ・業務やレジャーで利用可
- ・無線局免許・登録、無線従事者資格なしで使用可能
- ・出力0.01ワット、価格は1万円前後 (平成28年8月、一部のデジタル中継用の周波数のみ0.1ワット)
- ・周波数400MHz帯、到達距離200~500メートル程度
- ・技術基準適合証明を受けた設備

デジタル小電力コミュニティ無線

(無線局の免許及び無線従事者資格不要)



- ・人・動物検知通報システム用(使用目的に注意が必要)
- ・無線局免許・登録、無線従事者資格なしで使用可能(平成28年8月に制定)
- ・出力0.5ワット、価格は数万円

無線の例

- ・周波数150MHz帯、数百メート~数キロメートル
- ·GPSを搭載、位置情報検知通報機能有り
- ・技術基準適合証明を受けた設備

デジタル簡易無線局(登録申請必要、無線従事者資格不要)



- ・業務やレジャーで利用可
- ・「登録申請」のみで使用可能(申請後、登録状が届いてから使用可) (免許が必要な簡易無線局もありますが、この場では省略します)
- ・登録者以外の者も使用可、レンタルも可

(レンタルする場合は、無線局の運用の特例に係る届出書の提出が必要)

- ・出力1~5ワット、価格3万円~5万円程度(秘話機能付きもあり)
- ・周波数350MHz帯、到達距離は数百メートル~数キロメートル
- ・技術基準適合証明を受けた設備

【ご注意】

300MHz、400MHz帯を使用するアナログの簡易 無線機の使用は、2022年11月末まで

·包括登録申請: 2,900円 /回 (電子申請2,150円/回)

個別登録申請: 2,300円/局 (電子申請1,700円/局)

·電波利用料: 400円/年×局数

アマチュア無線局(無線局申請が必要、無線従事者資格が必要)



- ・業務使用不可、アマチュア無線業務のみの使用
- ・無線局の開設申請等が必要、免許状が届いてから使用可
- ・無線従事者の資格が必要(一定の条件の下での社団局を除く)
- ・使用者は免許を受けた者のみ(一定の条件の下で他人使用可)
- ・出力は免許状に記載の電力以下、価格は千差万別
- ・使用可能周波数は多数、免許状に記載の周波数帯
- ・技術基準適合証明を受けた設備もあり(自作機も条件を満たせば可)
- ・通信の相手は、アマチュア無線業務の局

【注意】 アマチュア無線の運用について

- アマチュア無線は、金銭上の利益のためではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものであるため、営業や業務連絡等に使用することは出来ません。会社や個人が各種業務の指示を行っている場合は、業務連絡と見なされます。
- 会社車両に運転手個人で無線機を設置して、仲間の方と通信している場合も、 共通の話題である仕事について話されている方がおりますが、第3者のアマチュ ア無線の免許人からは業務通信と認識することがあります。
- コールサインを省略して、ニックネームだけで呼び合う方がいますが、アマチュア無線を使用する場合は、通信の開始や10分程度に1回は、コールサインを送出することが電波法で定められています。
- アマチュで使用する周波数帯 (バンド) は、電信、電話、データなど各種の方式で 運用する局が共用しています。そのため、バンド内で各方式ごとに使用する周波 数帯 (使用区別) が定められていますので、周波数と方式を確認してから通信して ください。

【参考】 IP無線

(使用者は無線局の免許及び無線従事者資格不要)

- ・業務やレジャーで利用可
- ・出力は携帯電話と同等、価格は10万円前後
- ・周波数等は、使用する通信会社(ドコモ、au、ソフトバンク)による
- ・到達距離は携帯電話と同等の全国
- ・月額使用料数千円程度、使い放題(他の料金プランあり)
- ・技術基準適合証明を受けた設備



・無線機の使用感の携帯電話



IP無線機の例



技術基準適合証明マーク

【参考】MCA(Multi-Channel Access)無線

(無線局の免許が必要、無線従事者資格は不要)

- ・業務用として利用、近年、災害対策・BCP用にも利用拡大
- ・出力は2W オープン価格
- ・周波数は900MHz帯(端末)、800MHz帯(中継局)を使用
- ・通信距離は中継局を中心に半径30~50km 中継局間は高速回線でネットワーク化、オプション契約で 全国の中継局利用が可能
- ・MCA無線のサービスエリア外は、通信キャリアのIP網を利用し、 通話が可能となるサービスあり
- ・過去の大きな災害時にもサービスを継続、防災機関等の 優先接続サービスがあり、国や自治体の利用が拡大
- ·月額使用料2千円程度(定額制)
- ・技術基準適合証明を受けた設備
- ・今後LTE方式の導入計画あり(詳細は、事業者に要確認)







MCA無線の例